

令和7年度

償却資産 申告の手引

(固定資産税)

日頃から、八幡平市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

固定資産税は土地や家屋だけでなく、償却資産の所有者にも課税されます。令和7年1月1日現在、八幡平市内で事業を営み、償却資産を所有している法人や個人は、地方税法第383条の規定により、申告をしなければなりません。

この手引を参照し、提出期限までに必ず申告してください。

申告書の提出期限

令和7年1月31日(金)

申告書の提出・問い合わせ

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市 税務課 資産税係

電話 0195-74-2111（代表）

八幡平市 固定資産税 傷却資産



八幡平市
Hachimantai City

I 債却資産とは

償却資産は、土地・家屋以外の事業用の資産です。法人や個人が事業用に使うことができる（事業として他人に資産を貸貸している場合も含む。）構築物や機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などをいいます。

償却資産は、土地や家屋と同じく固定資産税が課税されますが、土地や家屋のような登記制度がないため、償却資産の所有者は、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在の所有状況について申告しなければなりません。

＜資産ごとの申告項目＞

- | | | |
|---------|-----|--------------------|
| 「資産の名称」 | ・・・ | 取得した資産の「呼び名・呼称」 |
| 「取得年月」 | ・・・ | 資産取得時の「年月」 |
| 「取得価額」 | ・・・ | 資産取得時の「金額」 |
| 「耐用年数」 | ・・・ | 資産が物理的・経済的に使用可能な年数 |

1 債却資産の範囲

○ 債却資産の対象となる資産

令和7年1月1日現在で、事業用に使うことができる資産のうち、

(1) 減価償却額（費）が法人税法または所得税法の所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・償却済資産（耐用年数を経過して、残存価額のみ帳簿に計上している資産）
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ・借用資産で、契約内容が割賦販売と同等である資産
- ・取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法に基づいて、即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で、取得価額（1個または1組当たり）が10万円以上の資産

ただし、取得価額が10万円未満でも税務会計上、固定資産として計上した資産は申告対象となります。

【少額資産の取り扱い】

取得時期		取得価額	国税の取り扱い	償却資産の取り扱い
個人	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必 要 経 費	申 告 対 象 外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却 減 価 償 却	申 告 対 象 外 申 告 対 象
		20万円以上	減 価 償 却	申 告 対 象
			損 金 算 入	申 告 対 象 外
法人	平成10年4月1日以後に開始した事業年度に取得した資産	10万円未満	3年間一括償却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
			3年間一括償却	申 告 対 象 外
		10万円以上 20万円未満	減 価 償 却	申 告 対 象
		20万円以上	減 価 償 却	申 告 対 象

○ 債却資産の対象とならない資産

- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなど）
- ・自動車税、軽自動車税（小型特殊自動車、原動機付自転車）の課税対象となるもの
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引の貸借人が所有するリース資産で、取得価額が20万円未満の資産

2 償却資産の種類

資産の種類ごとに6種類に分類されます。

資産の種類		資産の例
1 構築物 (建物付属設備を含む)		路面舗装、フェンス、門、塀、側溝、外構工事、庭園、屋上などの広告塔、看板など <建物付属設備> 建物の所有者が取り付けた受変電設備、自家発電設備など、賃借人（テナント）などが取り付けた内装、造作、建築設備など
2 機械及び装置		工作機械、木工機械、印刷機械、農業機械、食品製造加工機械、土木建設機械、ブルドーザー・パワーショベルなどの建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレート分類番号が「0、00～09、000～099」）、太陽光発電設備、その他各種産業用機械及び装置など
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船など
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具		フォーク・リフトなどの大型特殊自動車、（ナンバーが「9、99、900～999」）、農耕用作業自動車（最高速度が35km/h以上のもの）、台車など ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
6 工具、器具及び備品		事務机、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、業務用冷蔵・冷凍庫、理容・美容機器、ルームエアコン、応接セット、テレビ、レジスター、自動販売機、きのこ栽培用ほだ木（原木）など

3 業種別の償却資産

各業種共通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、ネオンサイン、広告塔、看板、タイムレコーダー、事務机・椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、エアコン、パソコン他
農業	乾燥機、精米機、噴霧器、畜・堆肥舎（家屋評価対象外の建物）、バインダー、ロータリ、ハーベスター、ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、その他農業用器具、きのこ栽培用ほだ木（原木）他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、除雪機他
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機他
製造業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、測定工具、検査工具他
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、肉切機、ミンチ機他
宿泊業	客室設備、暖房設備、洗濯設備、音響設備、テレビ、ベッド、冷蔵庫他
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、自動食器洗浄機、日よけ、室内装飾品他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備他
理容・美容業	理・美容椅子、パーマ器、消毒殺菌器、タオル蒸器、サインポール、テレビ他
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、店内放送設備、内外装他
医業、歯科医業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、手術機器など）、歯科診療ユニット、待合室用いす他
ガソリン販売業	洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、照明設備、独立キャノピー他

II 償却資産の申告は

1 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、八幡平市内で事業を営み、償却資産を所有している法人や個人

2 提出書類

- (1) 償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
- (2) マイナンバー法に基づく本人確認の実施

償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）・法人番号の記入が義務付けられています。マイナンバーを記入した申告書を提出するときには、本人確認（番号確認および身元確認、代理申告の場合は代理権確認）をします。以下の本人確認資料をお持ちください（郵送の場合は、本人確認資料の写しを提出してください。）。

なお、法人番号を記入した申告書を提出する場合やeLTAXによる申告の場合は、本人確認は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合（①または②で確認）

	番号確認資料	身元確認資料
①		

または

②	「個人番号通知カード」 「個人番号記載の住民票の写し」		「運転免許証」「パスポート」 「八幡平市から送付された償却資産申告書」
---	--------------------------------	---	--

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料（写し）	代理人の身元確認資料	代理権の確認資料
本人の 「個人番号カード」 「個人番号通知カード」 「個人番号記載の住民票」	代理人の 「個人番号カード」 「運転免許証やパスポート」 「税理士証票」など	「委任状」「税務代理権証書」など

※申告書に個人番号を記入していても、確認資料不足で本人確認できない場合は、個人番号の記入のないものとして受け付けますのでご了承ください。

3 企業の電算処理で申告する場合

電算処理で申告する場合は、令和7年1月1日現在、八幡平市内で所有している全ての償却資産を申告してください（9・10ページの記入例を参照してください。）。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、八幡平市から送られた通知文書に記載の「所有者コード」を転記してください。 2 評価額(税)の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1 次の項目は必ず記入してください。 「資産の種類」「資産の名称等」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」「減価残存率」「価額」「課税標準の特例率」（該当資産がある場合）「増加事由」 2 評価額は7ページを参照の上、算出してください。 3 増加資産や減少資産がある場合は、増減理由を摘要欄などに記入してください。

4 提出方法

- ① 窓口への直接提出、郵送、eLTAXによる電子申告により提出してください。
提出先：〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地 八幡平市 税務課 資産税係
・申告書を持参する場合、窓口の受付時間は午前9時から午後4時までです（土・日・祝日を除く。）
・eLTAXによる電子申告をぜひご利用ください。
- ② 申告書を送付している方には、「提出用」のみ送付しています。郵送で提出し、受付印を押印した控えが必要な場合は、申告書の写しと、所定の金額の郵便切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- ③ 資産に増減がない場合は、申告書「18. 備考」の「1. 変更なし」に○を付ける（電算処理の申告書の場合は備考に記入する）ことで、種類別明細書の送付を省略することができます。
- ④ 所有者の死亡や経営移譲、事業所の閉鎖などで申告の必要がなくなった場合や該当する資産がない場合は、申告書「18. 備考」の「5. 該当資産なし」に○を付け（電算処理の申告書の場合は記入し）、提出してください。
- ⑤ 提出期間は 令和7年1月6日(月)～1月31日(金) です。

5 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条および八幡平市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科される場合があるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることあります。

なお、期限内に申告がなかった場合は、督促を送付しますが、督促にも応じず、申告しなかった場合は、地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類を閲覧します。閲覧した書類から不申告の償却資産を確認できたときは、地方税法第417条第1項の規定により、償却資産課税台帳の価格等を修正します（過年度分の不申告の償却資産を確認できたときは、地方税法第17条の5の規定により、5年分までさかのぼって修正します。）。閲覧の結果で賦課決定（追加課税）をすることもありますのでご了承ください。

6 実地調査のお願い

申告書提出後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条および第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします（調査拒否に当たる場合は、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることあります。）。

なお、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、地方税法第17条の5の規定により、5年分までさかのぼって修正することになります。

7 建物付属設備・特定付帯設備の取り扱い

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物付属設備

ア 建物付属設備の家屋と償却資産の区分（5ページの区分表参照）。

償却資産	単に移動を防止するために家屋に取り付けられたもの、独立した機器としての性格が強いもの
家屋	家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの (例) 電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消防設備、火災報知設備、空調設備など

イ 特定の生産または業務用の設備などの取り扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として使われるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備などおよびその他の附属設備は、償却資産として取り扱われます。

(例) 工場内で製造機械を動かすための動力配線設備、精密機械工場内の空調設備や集塵設備など

(2) 貸借人（テナント）などが取り付けた内装、造作、建築設備など（特定付帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備などや外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管など（特定付帯設備）は、賃借人（テナント）の償却資産として取り扱われます。

【家屋と償却資産の区分表】

設備の種類・分類	設備の内容	家屋と設備の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作など工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎	◎
	中央監視設備	設備一式		◎	◎
	電灯照明設備	屋外設備一式		◎	◎
		屋内設備一式	○		◎
	電力引込設備	引込工事		◎	◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	電話設備	電話機、交換機などの機器		◎	◎
		配管・配線、端子盤など	○		◎
LAN設備	設備一式		◎		◎
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器		◎		◎
	配管・配線など	○			◎
監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置などの機器		◎		◎
	配管・配線など	○			◎
避雷設備	設備一式	○			
火災報知設備	設備一式	○			
給排水設備・ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		
	屋内の配管など	○			
給湯設備	局所式給湯設備		◎		◎
	中央式給湯設備	○			◎
衛生設備	設備一式	○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース、ガスボンベなど		◎		◎
	消火栓設備、スプリンクラー設備など	○			◎
空調設備	ルームエアコン、特定の生産または業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーターなど	○			◎
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテルなど）、寮・病院・社員食堂などの厨房設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫での冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブランディングなど		◎		◎
外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設など）		◎		◎
太陽光発電設備	屋根材としているもの	○			◎
	上記以外の設備		◎		◎

8 特殊自動車の取り扱い

フォーク・リフトやトラクタなどの特殊自動車には「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」があり、大型特殊自動車は償却資産の申告が必要ですが、小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の課税対象であるため、申告対象ではありません。

<小型特殊自動車>

自動車の構造	最高速度	車両の長さ	車両の幅	車両の高さ
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローダ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車など	15km/h	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕用トレーラなど）	35km/h		制限なし	

小型特殊自動車は公道を走行する・しないに関わらず、軽自動車税（種別割）の課税対象です。所有している場合は申告を行い、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第449条および八幡平市税条例第88条の規定により、10万円以下の過料を科される場合があります。

9 固定資産税と国税との取り扱い

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）では、取り扱いが異なります。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法（法人税法などの旧定率法と同様）	定率法・定額法との選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金（必要な経費）に算入したものは課税対象外	一時の損金（必要な経費）に算入が可能（法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条）
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金（必要な経費）に算入したものは課税対象外	3年間で損金（必要な経費）に算入が可能（法人税法施行令第133条の2または所得税法施行令第139条）
即時償却資産 (中小企業等が特例を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金（必要な経費）に算入が可能（租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5）

III 固定資産税（償却資産）の評価額と税額の計算方法

1 評価額の計算方法

資産1件ずつの取得年月・取得価額・耐用年数から評価額を計算します。

- (1) 前年中に取得したもの（令和6年1月2日～令和7年1月1日）

$$\boxed{\text{取 得 価 額}} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

- (2) 前年より前に取得したもの（令和6年1月1日以前）

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率}) = \text{評価額}$$

以後、毎年同じ方法で計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満となる場合は、取得価額の5%が評価額となります（据え置き）。

(例) 取得価額 250,000円、取得時期令和6年6月、耐用年数4年のパソコンの場合

耐用年数4年の減価率=0.438 ※以下の減価残存率表参照

$$\text{令和7(2025) 年度} = 250,000\text{円} \times 0.781 = 195,250\text{円}$$

$$\text{令和8(2026) 年度} = 195,250\text{円} \times 0.562 = 109,730\text{円}$$

$$\text{令和9(2027) 年度} = 109,730\text{円} \times 0.562 = 61,668\text{円}$$

$$\text{令和10(2028) 年度} = 61,668\text{円} \times 0.562 = 34,657\text{円}$$

$$\text{令和11(2029) 年度} = 34,657\text{円} \times 0.562 = 19,477\text{円}$$

$$\text{令和12(2030) 年度} = 19,477\text{円} \times 0.562 = 10,946\text{円} < 12,500\text{円}$$

※評価額が取得価額の5% (=12,500円) 未満になるので、次年度以降は12,500円が評価額となります。

【減価残存率表】

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	残存率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得(1-r/2)	前年前取得(1-r)			前年中取得(1-r/2)	前年前取得(1-r)			前年中取得(1-r/2)	前年前取得(1-r)
—	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

2 税額の計算方法

$$\boxed{\text{税額
(100円未満切り捨て)}} = \boxed{\text{課税標準額*
(1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4%)}}$$

*課税標準額は、八幡平市内に所有する資産の価格（評価額）の合計です。

○免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、償却資産に関する固定資産税は課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合でも資産の多少に関わらず、申告しなければなりません。

3 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産には、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例

地方税法第349条の3および同法附則第15条などに規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準額の特例が適用され、税負担が軽減となります。

【特例が適用される償却資産の主なもの】

特例対象償却資産		特例率	取得期間	適用期間	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	出力1,000kW未満	2/3	令和6年4月1日～令和8年3月31日	
		出力1,000kW以上	3/4		
	風力発電設備	出力20kW未満	3/4		
		出力20kW以上	2/3		
	水力発電設備	出力5,000kW未満	1/2		
		出力5,000kW以上	3/4		
	地熱発電設備	出力1,000kW未満	2/3		
		出力1,000kW以上	1/2		
	バイオマス発電設備	出力1万kW未満	1/2		
		出力1万kW以上2万kW未満	2/3		
先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主）が取得した先端設備等（年平均の投資利益率が5%以上と見込まれる認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画の投資目的を達成するために必要不可欠な設備）		2/3	令和5年4月1日～令和7年3月31日	新設後3年間	
<対象先端設備（最低取得価格／販売開始時期）> ○機械・装置（160万円以上／10年以内） ○測定工具および検査工具（30万円以上／5年以内） ○器具・備品（30万円以上／6年以内） ○建物附属設備（60万円以上／14年以内） ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く		※計画内で 賃上げ表明が ある場合	令和5年4月1日～令和6年3月31日	新設後5年間	
		1/2	令和6年4月1日～令和7年3月31日	新設後4年間	

課税標準の特例を受けるためには、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「特例資産」と記入するほか、「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例申告書」に資産が特例に該当することを証明する書類の写しなどを添えて提出してください。

IV 申告書類の記入例

1 償却資産申告書

前年度以前に申告した方には、申告に基づいた内容が印字されています。訂正、変更などがある場合は、赤線二重線で抹消線を引き、正しい内容を記入してください。初めて申告する方は、「所有者コード」以外の全ての欄を記入してください。

受付印		7年 1月 15日	令和7年度	個人は12桁のマイナンバー(個人番号)、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。	申告内容について問い合わせることができますので、必ず記入してください。
岩手県八幡平市長様					該当する方には○を付けてください。
所 有 者	1 住 所 (又は納税通 知書送付先)	〒028-7397 野駄第21地割170番地 岩手県八幡平市大更第35地割62番地 (電話) 0195-74-2111	3個人番号又 は法人番号	8短縮耐用年数の承認 9増加償却の届出 10非課税扱い当資産 11課税標準の特例 12特別償却又は圧縮配当 13税務会計上の償却方法 14青色申告	
	2 氏 名 <small>法人にあっては 元の名称及び 表記の氏名</small>	八幡平印刷 株式会社 代表取締役 八幡平 太郎 (屋号)	4事業種目 (資金等の額)	印刷業 (30)	有・ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/>
		5事業開始年月 平成17年9月(決算月) 3月	6この申告に応答す る者の氏名及び氏名 経理課 松尾花子 (電話) 0195-74-2111	15市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	①八幡平市内の資産 の所在地を記入し てください。 (資産の所在地が 1カ所で住所と同じ 場合は記入不要)
		7機運士等の氏名 西根一郎 (電話) 0195-76-3111	16借用資産 (有・ <input type="radio"/>)	17事業所用家屋の所有区分 自己所有・ 借入	②貸主の名前等 該当する方を○で囲み、 ある場合は貸主の名称 等を記入してください。
資産の種類		前年前に取得したもの (イ) 1構築物 2機械及び 装置 3船 4航空機 5車両及び 運搬具 6工具、器具 及び備品 7合計	前年中に減少したもの (ロ) 2,000,000 22,000,000 5,000,000 7,500,000 1,000,000 500,000 25,000,000	前半中に取得したもの (ハ) 計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ) 2,000,000 24,500,000 7,950,000 950,000 27,450,000	18備考 (添付書類等) 該当する欄に○を付けてください。 1. 変更なし ○ 増減あり 2. 増加あり 4. 減少あり 5. 該当資産なし 6. 廃業・解散等(年月日) ⑦社名・住所変更等
		8評価額 (ホ) 1構築物 2機械及び 装置 3船 4航空機 5車両及び 運搬具 6工具、器具 及び備品 7合計	※決定期格 (ヘ) 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円	※課税率 (ト) 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円	該当する数字に○を付けてください。 資産がない場合は「5」に○、廃業した場合は「6」に○をして日付を記入してください。社名や住所変更がある場合は、「7」に○を付けてください。
		電算処理で申告する方 以外は記入しないでください。			※市処理【受付】 【個人番号確認】 有・無

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

前年度以前に申告した方には、申告に基づいた資産の内容が印字されています。訂正、変更などがある場合は、**赤線二重線**で抹消線を引き、正しい内容を記入してください。令和6年中に新たに取得した資産および前年度までに申告漏れになっていた資産を記入してください。初めて申告する方は、令和7年1月1日現在で事業に使っていいる全ての資産を記入してください。

岩手県八幡平市 ※ 所有者コード 32140		令和7年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者の氏名又は名称 八幡平印刷 株式会社		1枚のうち 1枚目	
行番号	資産コード	資産の名称等		数量	取得年月 年 月	取得価額 千 万 円	(イ) 前年残 額	(ロ) 減 価 率	価 額 (ハ) 千 万 円	※課税標準 の特例 コード	※課税標準額 千 万 円	贈 与 由 因	擴 要 因				
01 1	1001	駐車場アスファルト舗装		1	平成22 3	2000000	10	0.794	141856						1・2 3・4		
02		【構築物 小計】		1		2000000			141856						1・2 3・4		
03 2	2001	オフセット印刷機		1	平成21 3	5000000	10	0.794	250000						1・2 3・4		
04 2	2002	裁断機		1	平成21 9	4500000	10	0.794	225000						1・2 3・4		
05 2	2003	オフセット印刷機		1	平成26 10	12500000	10	0.794	1771194						1・2 3・4		
06		【機械及び装置 小計】		2=		22000000	17000000		2246194						1・2 3・4		
07 6	6001	応接セット		1	平成21 10	350000	8	0.750	17500						1・2 3・4		
08 6	6002	パソコン		2	平成25 6	500000	4	0.562	25000						1・2 3・4		
09 6	6003	エアコン		1	令和1 1	150000	6	0.681	39792						1・2 3・4		
10		【工具、器具及び備品 小計】		2=		1000000	500000		89792						1・2 3・4		
11															1・2 3・4		
12 2	記入不要	オフセット印刷機		1	令和6 9	7500000	10								○		
13 6		パソコン		3	令和6 6	450000	6								○		
14																	
27450000										-25000000		2477842					
合計										注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他、のいずれかに○印を付けてください。							

資産が減少した場合は、「資産の名称等」から「耐用年数」までを赤線二重線で抹消線引き、「摘要」に1 売却
2 滅失
3 移動
4 その他の中から該当する数字と理由を記入してください。

増加資産を記入した場合は、「増加事由」に
1 新品取得
2 中古取得
3 移動による受け入れ
4 その他
の該当する数字に○印を付けてください。

「資産の種類」に
1 構築物
2 機械および装置
(3 船舶 4 航空機)
5 車両および運搬具
6 工具、器具および備品
の中から該当する数字を記入してください。

資産の名称および規格等、数量、資産と実際に取得した年月を記入してください。

資産の「取得価額」(取得するために通常支出すべき金額)を記入してください。

所得税法または法人税法の申告で用いるものと同じ「耐用年数」を記入してください。

27450000

-25000000

2477842

【よくある質問】

Q1 税務署の申告だけでなく、市役所にも申告が必要ですか？

A1 税務署の申告は「国税（法人税・所得税）」、市役所への申告は「市税（固定資産税）」です。取り扱いが違うため、両方への申告が必要です。

Q2 所有する資産が少なく、明らかに免税点未満です。それでも申告は必要ですか？

A2 必要です。事業用の資産を所有している間は、その多少に関わらず申告しなければなりません。

Q3 昨年から償却資産の増減がありません。それでも申告が必要ですか？

A3 必要です。申告書の「18. 備考」欄の「1. 変更なし」に○を付け、申告書を提出してください。

Q4 現在使っていない資産も申告は必要ですか？

A4 未稼働資産や遊休資産であっても、事業用に使うことができるものは申告が必要です。

Q5 減価償却が終わった資産も申告が必要ですか？

A5 事業用に使うことができるものは申告が必要です。国税の評価額の最低限度額は1円ですが、固定資産税の場合は取得価額の5%です。

申告書の提出は便利な *eLTAX* で！

- 自宅やオフィスから申告手続きができます。
- 利用届出を提出後、直ちに利用できます。
- PC deskで固定資産税（償却資産）申告データを取り込んで作成ができます。

eLTAX の利用開始・利用方法の問い合わせは eLTAX ヘルプデスクまで

●電 話：0570-081459

- 受付時間：午前9時～午後5時
(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
- ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>
※利用時間は午前8時30分～24時
(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

申告書の提出前に確認！

- 申告書「6（7）」に連絡先は記入していますか？
- 申告書「15」に資産所在地は記入していますか？
- 種類別明細書に所有者コードを記入していますか？
- 種類別明細書の増加資産に「耐用年数」は記入していますか？
- 種類別明細書の増加資産に「増加理由」（1～4）は記入していますか？
- 申告書「3」にマイナンバー（個人番号）または法人番号は記入していますか？
→提出時に本人確認資料をお持ちください（郵送の場合は写しを提出）。

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

発行・八幡平市税務課 〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地 電話 0195-74-2111（代表）